

政令番号276 テトラエチレンペンタミン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道						5.4E+1	54.0	54.0
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県					9.8E+2	3.0E+1	1,010.0	1,010.0
9	栃木県						3.1E+0	3.1	3.1
10	群馬県								
11	埼玉県	1.0E+2			100.0		2.7E+2	270.0	370.0
12	千葉県						2.9E+1	28.8	28.8
13	東京都								
14	神奈川県	1.5E+1			14.7				14.7
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県		6.0E+1		60.0		2.2E+1	22.0	82.0
23	愛知県						1.2E+2	120.0	120.0
24	三重県						9.9E+0	9.9	9.9
25	滋賀県						7.0E+0	7.0	7.0
26	京都府								
27	大阪府	4.9E+0			4.9	3.2E+0	4.4E+1	47.2	52.1
28	兵庫県	1.8E+1			18.0		9.5E+2	945.0	963.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県	6.0E+0	9.8E+2		986.0				986.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県						6.2E+0	6.2	6.2
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.4E+2	1.0E+3		1,183.6	9.8E+2	1.5E+3	2,523.2	3,706.8

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。